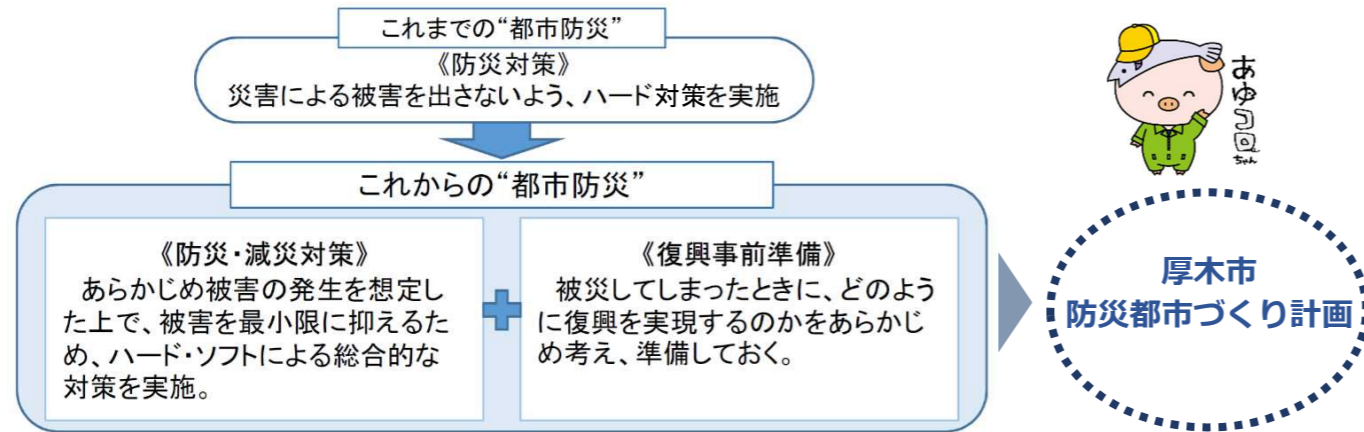


【概要版】厚木市防災都市づくり計画（案）

1 防災都市づくり計画について（計画書案 p 1～10）

(1) 計画策定の背景と目的

- ・近年、地震だけでなく、頻発・激甚化する台風や集中豪雨による洪水浸水被害、土砂災害など、多様な災害への対応が求められています。
- ・国においては、過去の災害の教訓を踏まえ、建物の耐震化などの防災対策だけでなく、災害時にその被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れ、総合的な「**防災・減災対策**」を進めることとしています。
- ・また、「防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する」という考え方の下、被災後の復興を早期かつ的確に行うため、事前に復興まちづくりについて準備しておく「**復興事前準備**」の取組が推進されています。
- ・新たに策定する「**厚木市防災都市づくり計画**」は、これらを踏まえて、多様な災害に対応した**防災都市づくりの目標や基本方針、取組等**を示し、**市民の皆様と共有**することで、**誰もが安心して安全に暮らせる“災害に強い都市”の実現**を目指すものです。

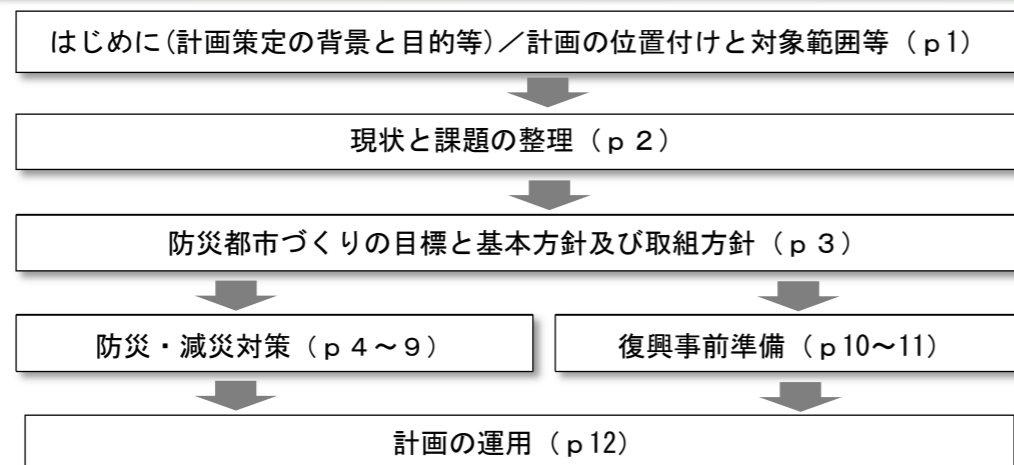


(2) 目標年次

令和 22（2040）年度

「厚木市都市計画マスタープラン」及び「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」における目標年次との整合を図ります。

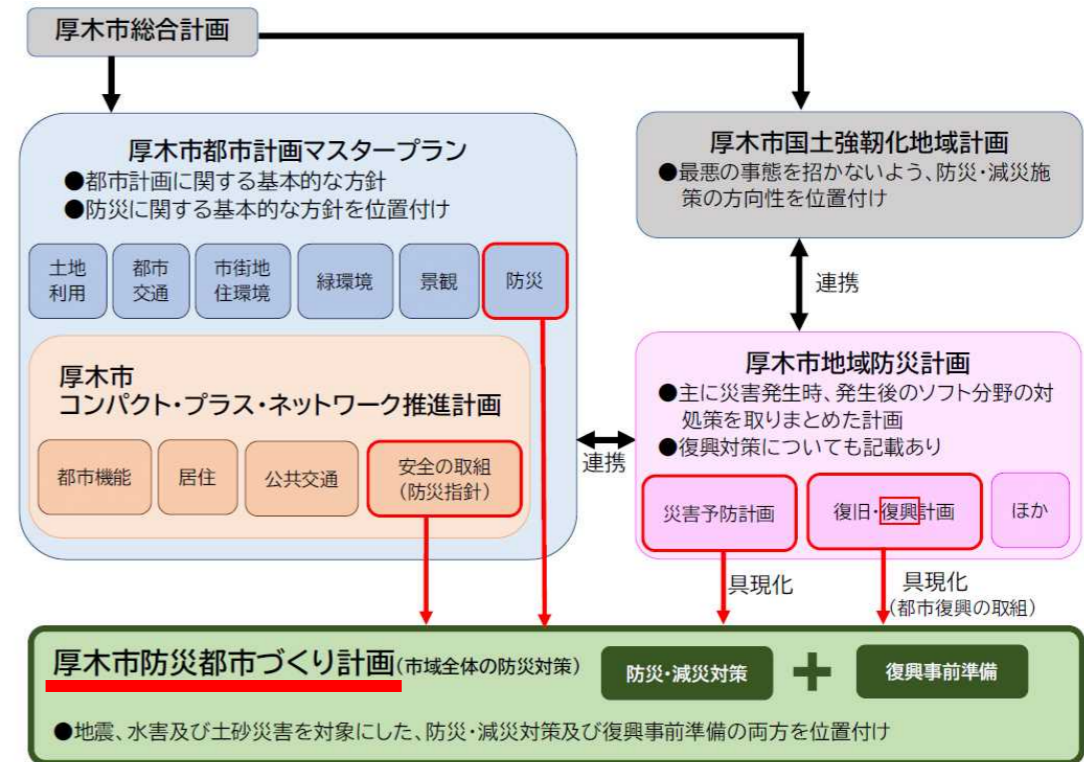
(3) 計画の構成



※(p〇)は、概要版の該当ページを示しています。

(4) 計画の位置付け

- ・「厚木市都市計画マスタープラン」で定める防災の方針及び「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」で定める防災指針との整合を図ります。
- ・「厚木市地域防災計画」に定める災害予防計画及び都市復興に向けた取組の具現化を図ります。



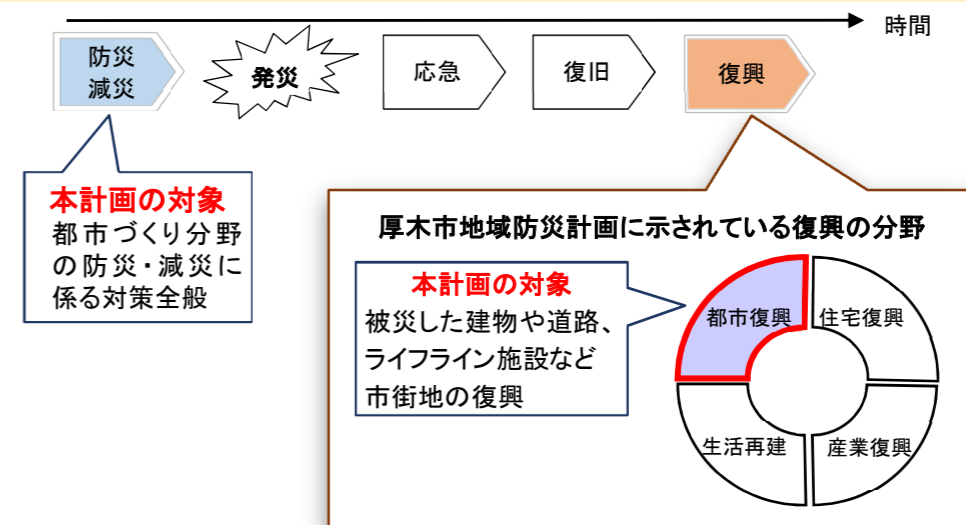
(5) 計画の対象範囲

防災・減災対策

土地利用や都市基盤など都市計画に係る対策を中心に捉えつつ、都市づくり分野の防災・減災に係る対策全般を対象範囲とします。

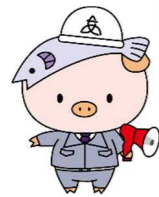
復興対策

厚木市地域防災計画に示される「都市復興」「住宅復興」「産業復興」「生活再建」などの分野別復興計画のうち、本計画は、「都市復興」の分野を対象とします。

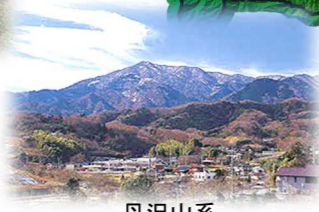


2 現状と課題の整理 (計画書案p11~49)

- 本市は、山や川などの豊かな自然に恵まれ、豊富な観光資源を有しています。
- その一方で、地形の特性上、大雨による洪水や土砂災害などの自然災害が発生する危険性も併せ持っています。



一級河川 相模川



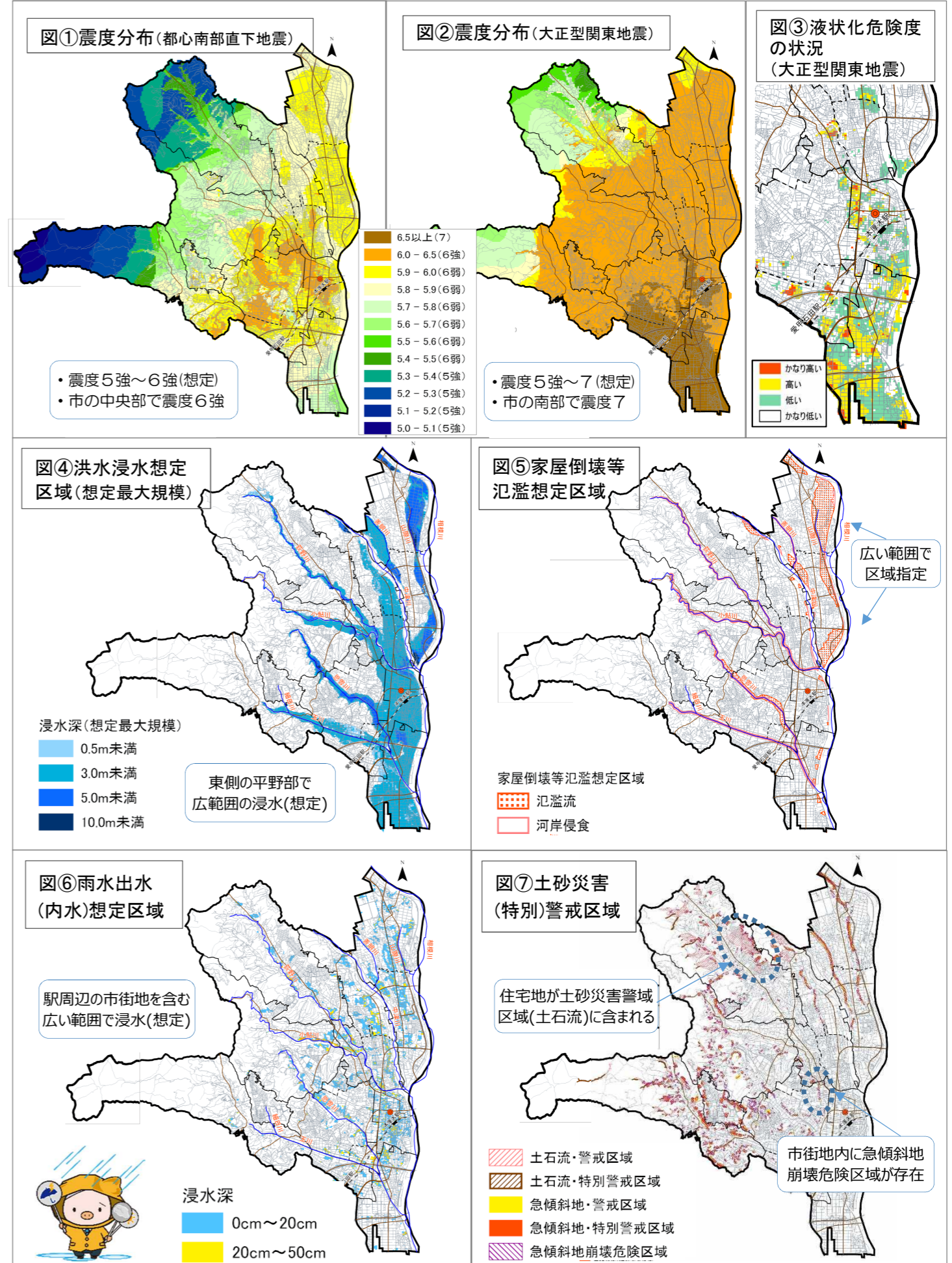
丹沢山系



- 本計画において想定する災害<地震、洪水、雨水出水(内水)及び土砂災害>について、ハザード情報を整理します。

対象ハザード	ハザード情報(まとめ)
地震	<p><都心南部直下地震> (今後30年以内の発生確率が高く、本市での被害が大きいと予想される地震)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5強～6強の揺れが想定される。[図①] 揺れの非常に大きい震度6強となる地域が市の中央に分布している。[図①] 市内中央部から南部において液状化の危険がある。 全壊棟数(想定) 1,105棟 (全建物の約1.3%)、 焼失棟数(想定) 325棟 <p><大正型関東地震> (発生確率が低いものの、被害が最も大きいと予想される地震)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5強～7の揺れが想定される。[図②] 揺れの非常に大きい震度7となる地域が市の南部に分布している。[図②] 市内中央部から南部において液状化の危険がある。[図③] 全壊棟数(想定) 8,217棟 (全建物の約9.6%) 焼失棟数(想定) 3,247棟
洪水	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模及び計画規模の降雨において、市域東側の平野部で広範囲の浸水が想定される。[図④] 河川沿いの広範囲において家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている。[図⑤] 相模川沿いの地域では発生頻度が高い降雨による浸水が想定される。 本厚木駅周辺で、発生頻度が高い降雨による浸水が想定される。 浸水継続時間が最長で3日以上となる箇所が市内に存在する。
雨水出水(内水)	<ul style="list-style-type: none"> 本厚木駅周辺の市街地を含む広い範囲で、雨水出水(内水)による浸水が想定される。[図⑥]
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 善明川や山際川沿い、郊外の住宅団地周辺や山間部において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が広く分布している。 一部地域において、急傾斜地崩壊危険区域に住宅地が存在する。[図⑦]

- 洪水浸水想定区域…大雨により堤防が壊れたり、川の水があふれた場合にどの程度浸水するかを示したもの
- 家屋倒壊等氾濫想定区域…氾濫した水流や河岸の浸食により、木造家屋の流失・倒壊をもたらすおそれのある範囲を示したもの
- 雨水出水(内水)…大雨により雨水ます・水路などからあふれた水や、河川の水位が上がり降った雨が排水されずにあふれた水による浸水



3 防災都市づくりの目標と基本方針及び取組方針（計画書案p51～57）

本市における地域特性や災害リスクを考慮した上で、災害に強い都市の構築に向けて防災を明確に意識した都市づくりを推進していくための目標等を示します。

目標

誰もが安心して安全に暮らせる“災害に強い都市”を目指します

《関連するSDGsの目標》



基本方針

防災・減災対策

① 防災機能を向上させる都市づくり

防災・減災の観点から、被害を軽減するための取組を進めます。

② 都市機能を維持・継続する都市づくり

災害が発生しても、生活が維持・継続できるよう、都市機能やライフラインの停止を防ぐための取組を進めます。

③ 市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、市民・事業者・行政が協働・連携し、ソフト対策とハード対策の抱き合わせにより、取組を進めます。

復興事前準備

① 災害が起きても早急に復旧・復興できる都市づくり

災害が発生しても、できる限りスムーズに復旧・復興作業を行えるよう、事前に復旧・復興の手法の設定や体制を構築するための取組を進めます。

② 市民と一丸となって早急に復興まちづくりを推進できる都市づくり

市職員や市民を対象とした復興訓練やワークショップを実施し、市民と一緒に復興後の将来像を定めるための取組を進めます。

取組方針

災害別

地震被害

- ・住宅等の耐震化・不燃化、液状化対策、がけ地等の安全対策
- ・避難路の確保や火災が燃え広がらない市街地の形成

洪水

- ・中高頻度及び高頻度の降雨により氾濫する河川を優先に整備を促進
- ・避難体制を強化するなどのソフト対策
- ・流域全体でハード・ソフトを合わせた総合的な水害対策

雨水出水(内水)

- ・ハード対策(雨水管整備など)、ソフト対策(止水板の設置支援など)による浸水被害の軽減

土砂災害

- ・急傾斜地等の安全性を確保するための整備
- ・土砂災害特別警戒区域からの移転を促進
- ・災害リスクや避難方法などの周知

複合災害

- ・複数の災害が連続して発災した場合にも、市民の安全や防災機能が確保できる都市づくり

市民協働

- ・情報提供や必要な支援の実施、地域との連携等により市民との協働による防災・減災対策を推進

復興まちづくりの事前検討

- ・被災後、速やかな復興につなげるため、事前に地区ごとの「復興まちづくり手法」を設定

都市復興の計画策定に向けたプロセスの整理

- ・都市復興を推進するために、いつまでに・どのような対応や手続が必要なのか、プロセスを整理

早期復旧・復興のための体制の構築

- ・都市復興を推進する庁内の組織体制について整理
- ・職員の育成や人材の確保
- ・必要なデータの整備・充実

市民協働

- ・復興訓練やワークショップ等を通して、市民と一緒に「復興まちづくりの方針」を検討・共有し、スムーズな復旧・復興を推進

具体的な施策等

重点的な取組
地域ごとの取組

具体的な取組

4 防災・減災対策（計画書案 p 59～128）

(1) 重点的な取組（計画書案 p 59～83）

防災・減災対策に係る基本方針に沿った災害種別の重点的な取組を表に整理しました。

<本計画の取組>

防災・減災対策		災害種別					
		地震	洪水	雨水出水（内水）	土砂災害		
防災・減災対策の基本方針	1 都市防災機能を向上させる	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路等の整備【国、県、市】 市街地整備等による防災機能の向上【市】 防災拠点となる公園の整備【市】 避難場所の確保・機能向上【市】 オープンスペースの確保【市】 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の人が利用する建築物の耐震化【市、市民、事業者】 生活道路の整備【市】 	<small>しゅんせつ（※）</small> <ul style="list-style-type: none"> 河川の浚渫や整備の促進【県】 準用河川の安全対策【市】 長時間浸水に対する取組【市】 	<ul style="list-style-type: none"> 止水板の設置の支援【市、市民】 公共下水道浸水対策事業【市】 	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地等の安全対策【県、市】 市街化調整区域における開発許可等の厳格化【市】 	
	2 都市機能を維持し、都市を維持し続ける	<ul style="list-style-type: none"> 上水道機能の維持に関する対策【県、市】 下水道機能の維持に関する対策【市】 停電への対策【市、事業者】 	<ul style="list-style-type: none"> ガスの供給停止への対策【事業者】 電話の通信機能の維持に関する対策【事業者】 	<ul style="list-style-type: none"> 中町第2-2地区における複合施設の整備【市】 公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入【市】 都市計画道路等の整備【国、県、市】 緊急輸送道路の無電柱化の推進【市】 	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の整備【市】 液状化対策の促進【市】 道路施設等の耐震化の促進【国、県、市】 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水による浸水被害の防止対策の支援【市、市民】 公共施設の洪水による浸水対策【市】 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害（特別）警戒区域における緊急輸送道路の機能確保【県、市】 集落地（住宅地）にアクセスする道路の安全性確保【市】
	3 市民の命を守る都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民の防災意識向上に向けた情報提供の推進【市】 備蓄の促進【市、市民】 住宅への太陽光発電設備や蓄電池の設置等の支援【市、市民】 地域住民による自主的な防災まちづくり活動の推進【市、市民】 地区計画の検討【市、市民】 居住・施設の移転に係る支援【市、市民】 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化の促進【市、市民】 住宅の不燃化の促進【市、市民】 帰宅困難者対策【市、事業者】 ブロック塀倒壊防止対策【市、市民、事業者】 空き家の適正管理【市、市民】 	<p>《洪水による浸水への対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域治水の取組【市、市民、事業者】 洪水による浸水被害の防止対策の支援【市、市民】 垂直避難及び洪水浸水想定区域外への避難【市、市民】 住宅地の高上げの検討【市、市民】 <p>《洪水による家屋倒壊への対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害リスクを考慮した居住誘導区域の設定【市】 	 <ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の開発行為等に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務付け【市、事業者】 止水板の設置の支援【市、市民】 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域等からの移転の支援【市、市民】 がけ地の防災対策への支援【市、市民】 	

取組内容

※左の表から抜粋（下線部）

■都市計画道路等の整備【国、県、市】

緊急車両の通行や消火活動、震災時の避難路の確保、火災延焼被害の軽減のため、「あつぎの道づくり計画」に基づき、都市計画道路や主要な幹線道路等の整備を推進します。

また、地区によっては整備後年数が経過していることから、災害時においても必要な機能が確保できるよう、道路、橋りょう、街路樹などの計画的な維持管理を進めます。

■中町第2-2地区における複合施設の整備【市】

複合施設には、市役所と消防本部を一体的に整備し、災害時における情報共有及び情報伝達の強化を進めるとともに、嵩上げや止水板の設置等によって洪水による浸水対策を実施し、防災拠点としての機能の強化を図ります。

■市民の防災意識向上に向けた情報提供の推進【市】

オールハザードマップなどを活用し、災害時の危険性が高い地域や、災害時における避難方法などに関する情報提供を行い、防災意識向上に取り組めます。

■住宅の耐震化の促進【市、市民】

「厚木市耐震改修促進計画」に基づき、耐震性が不十分な建築物を解消できるよう耐震化を促進します。市は、建築物の所有者等が建築物の耐震化を行いやすいように、適切な情報提供を始めとして、耐震診断及び耐震改修に係る負担軽減のための支援策を推進します。

（※）しゅんせつ 浚渫とは、川底の土砂を取り除くことを意味します。

(2) 地域ごとの取組 (計画書案 p84~128)

- ・市内を9つの地域に区分し、地域ごとに取組の方向性と対策を示します。
- ・概要版では、**厚木地域**の取組を掲載しています。そのほかの地域は、次のページ以降に、取組方針図のみ掲載しています。



厚木地域
(厚木北地区・厚木南地区)

＜取組の方向性と対策＞

■ 防災機能を向上させる都市づくり

- ・ 相模川、小鮎川の浚渫や整備の促進を図ります。
- ・ 地震だけでなく洪水被害を想定し、民間施設も活用しながら避難場所の確保を進めます。
- ・ 洪水浸水想定区域内の小・中学校の受変電設備を^{かさ}高上げすることにより、避難所機能の維持・向上を図ります。

■ 都市機能の維持・継続のための都市づくり

- ・ 液状化のリスクの周知を図るとともに、液状化対策を推進します。
- ・ 災害時における緊急車両の通行や消防活動、避難路の確保のため、生活道路の整備を推進します。
- ・ 中町第2-2地区における複合施設の整備に当たっては、高上げや止水板の設置等によって洪水による浸水対策を実施し、防災拠点としての機能の強化を図ります。
- ・ 雨水管の整備等により、雨水出水（内水）による浸水被害を軽減します。 など

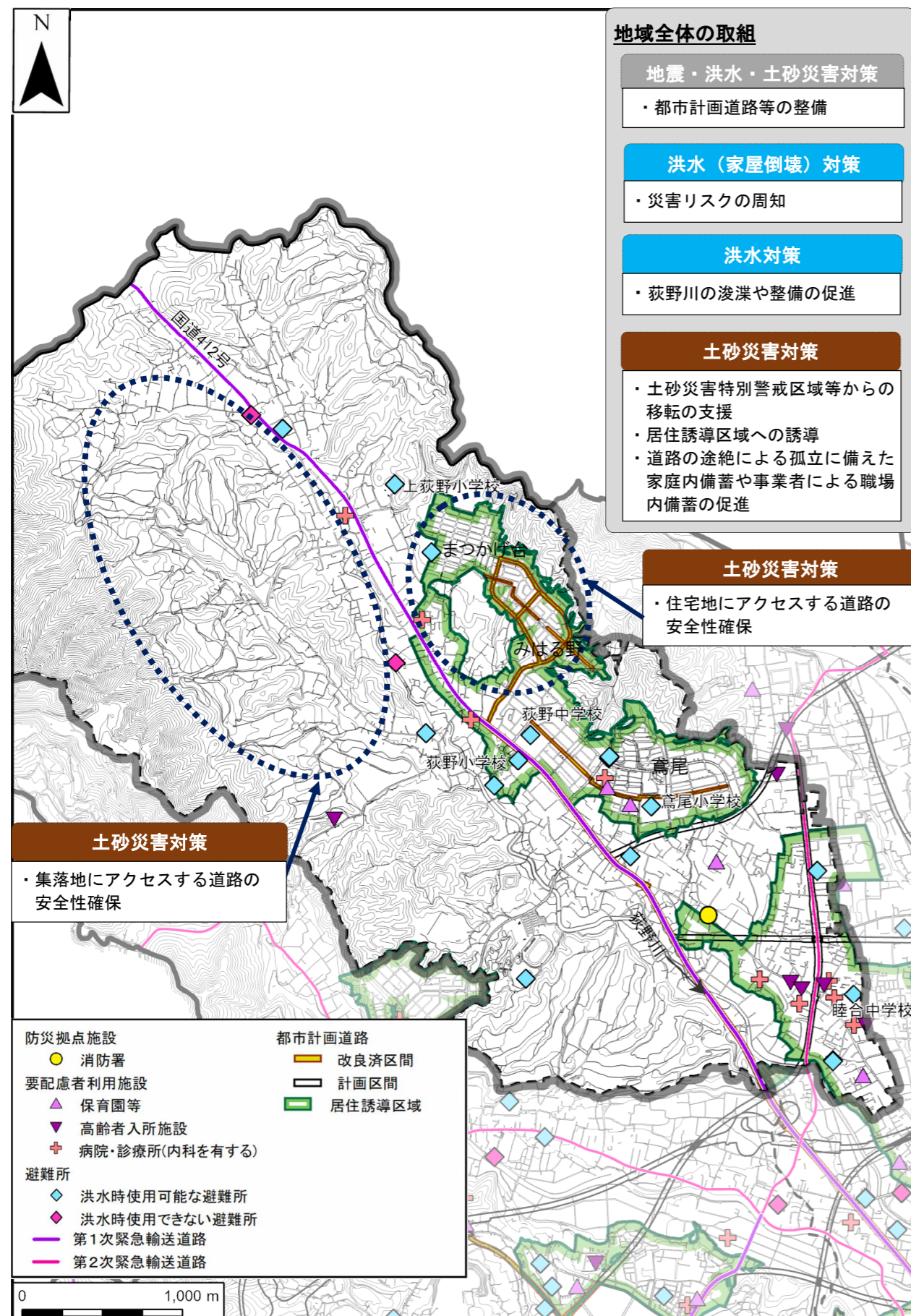
■ 市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

- ・ ハザードマップ等を活用し、災害リスクや避難方法などの周知を図ります。
- ・ 住宅の倒壊を防ぐため、住宅の耐震化を促進します。
- ・ 広範囲で洪水による浸水が想定されるため、屋内での退避（垂直避難）、洪水浸水想定区域外の避難場所や友人・親戚宅などの「縁故避難先」への立ち退き避難（水平避難）を検討するなど、避難体制の強化を図ります。
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋が倒壊するような河川の氾濫や河岸侵食が発生し、屋内での退避（垂直避難）では安全が確保できない場合もあるため、立ち退き避難（水平避難）の必要性など災害リスクの周知を図ります。 など

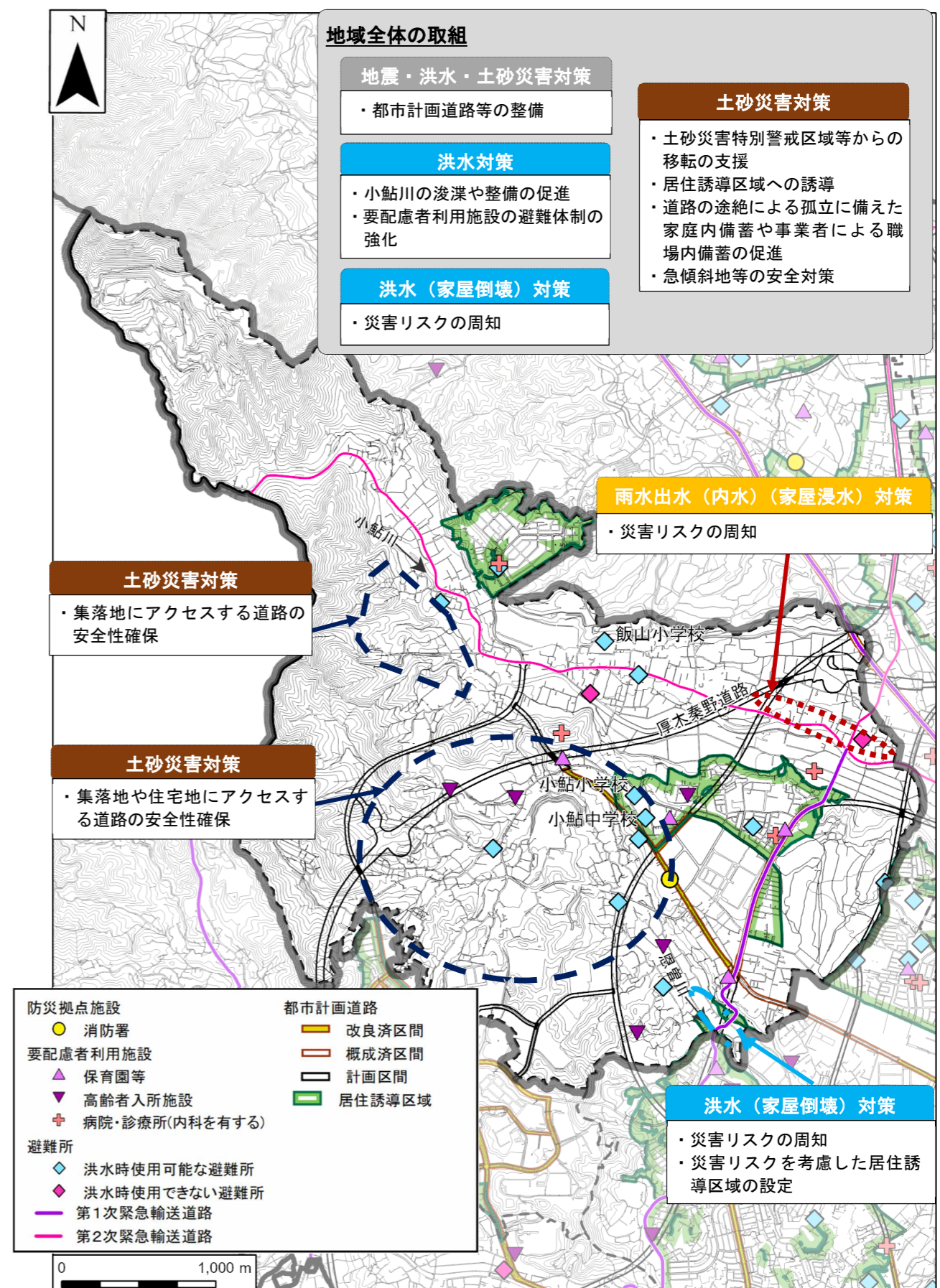
＜厚木地域の取組方針図＞



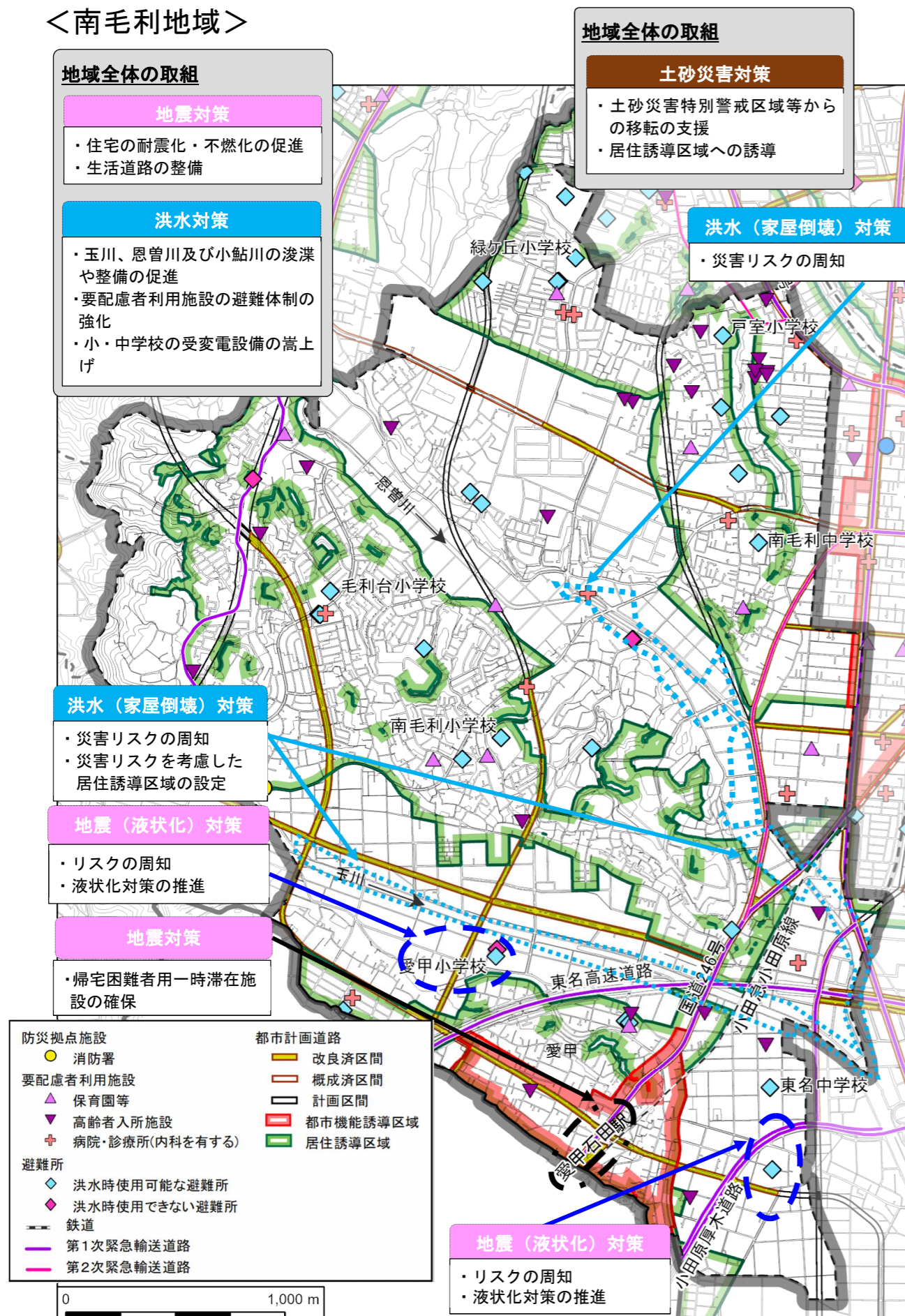
<荻野地域>



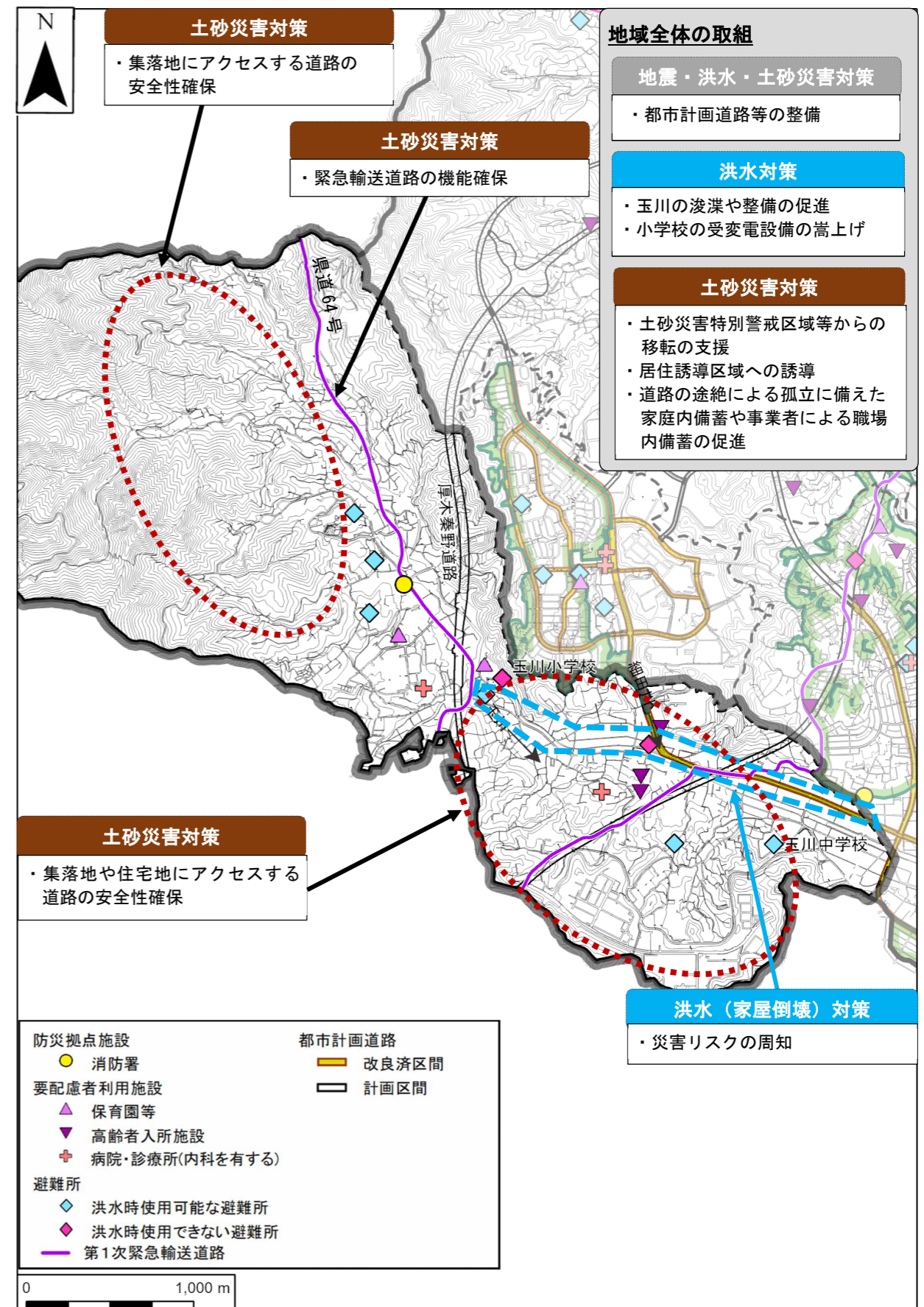
<小鮎地域>



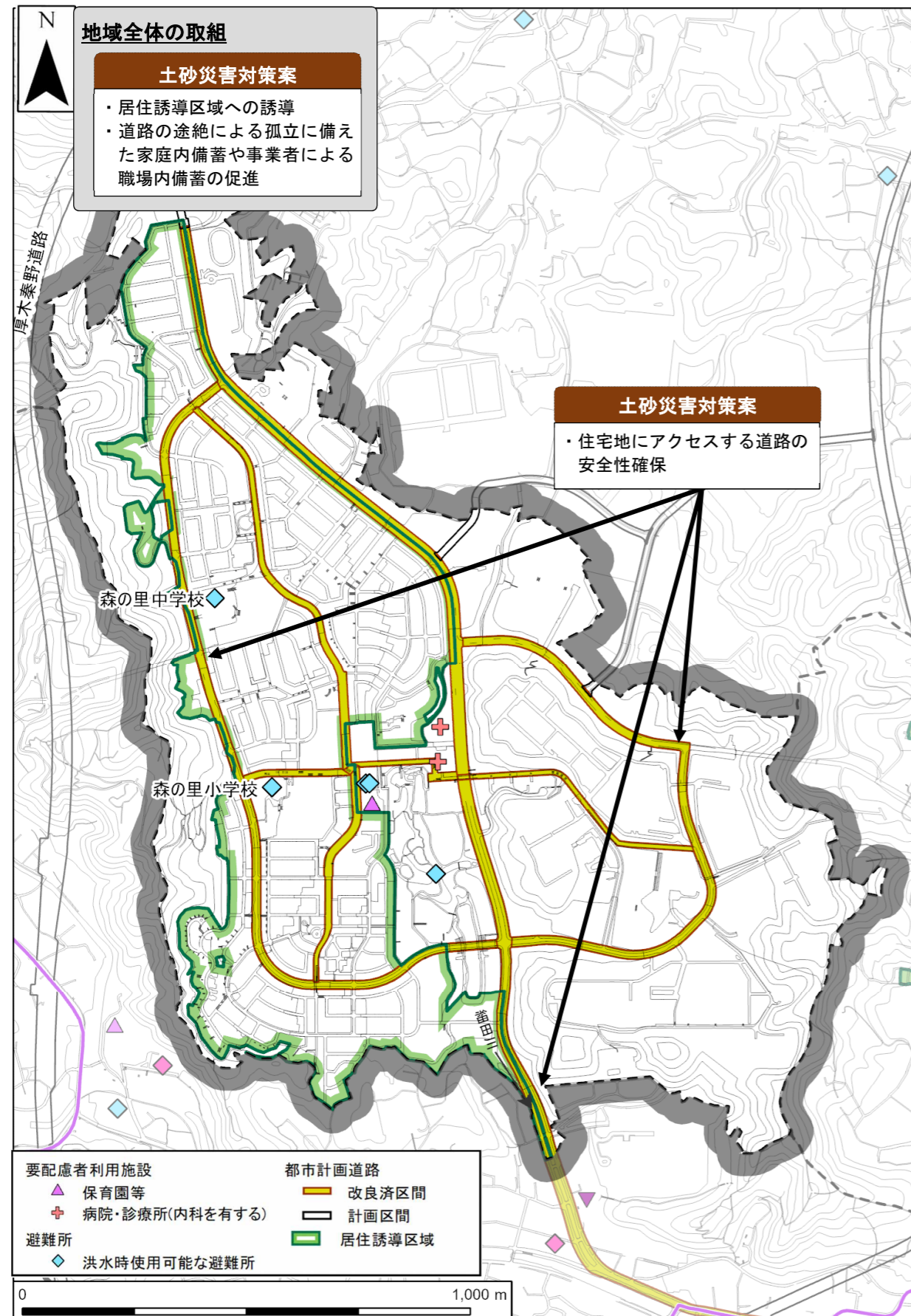
＜南毛利地域＞



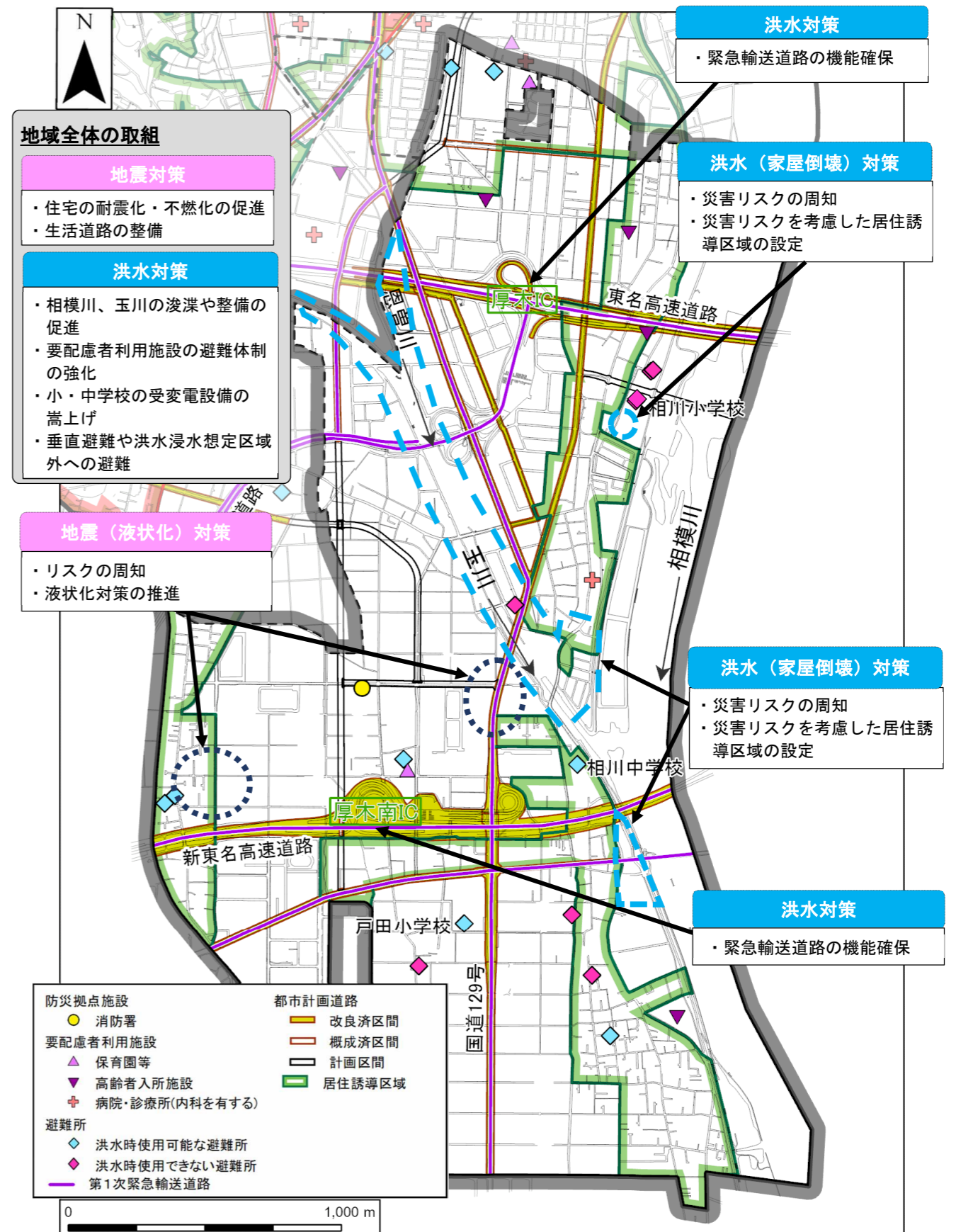
＜玉川地域＞



<森の里地域>



<相川地域>



6 復興事前準備（計画書案p129～145）

- ・復興事前準備とは、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、被害想定やまちの課題の整理、被災後の復興まちづくりの目標の検討、復興体制や復興手順の検討、復興まちづくりへの理解など、**事前に準備しておくこと**をいいます。
- ・取組方針（p3参照）に掲げた4つの項目について次のとおり整理します。



事前に準備しておくことで、被災した場合に**早期かつ的確な復旧・復興を進めることができます**

復旧と復興の違い

- 復旧とは、被害を修復して元の状態に回復することです。
- 復興とは、単に従前の状況に復旧するのではなく、被災前よりも災害に強く、**より良いまちを目指すこと**をいいます。

(1) 復興まちづくりの事前検討

■将来の都市構造を踏まえた復興

復興まちづくりの方針は、長期的な都市づくりの計画である、「厚木市都市計画マスタープラン」に掲げる将来都市構造と整合を図ることとします。

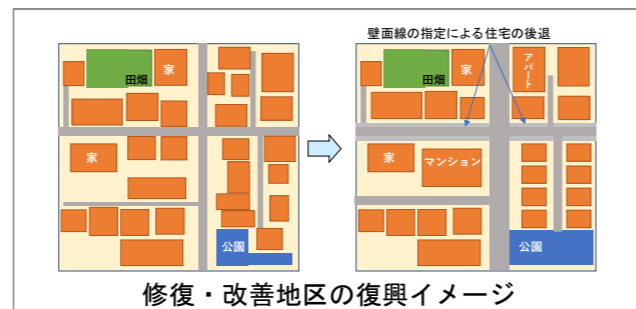
■現在の土地利用状況を踏まえた復興

道路が狭く緊急車両が通れない道が多いなど、都市基盤に課題のある地区については、より安全性・利便性の高いまちづくりを目指して復興を行います。

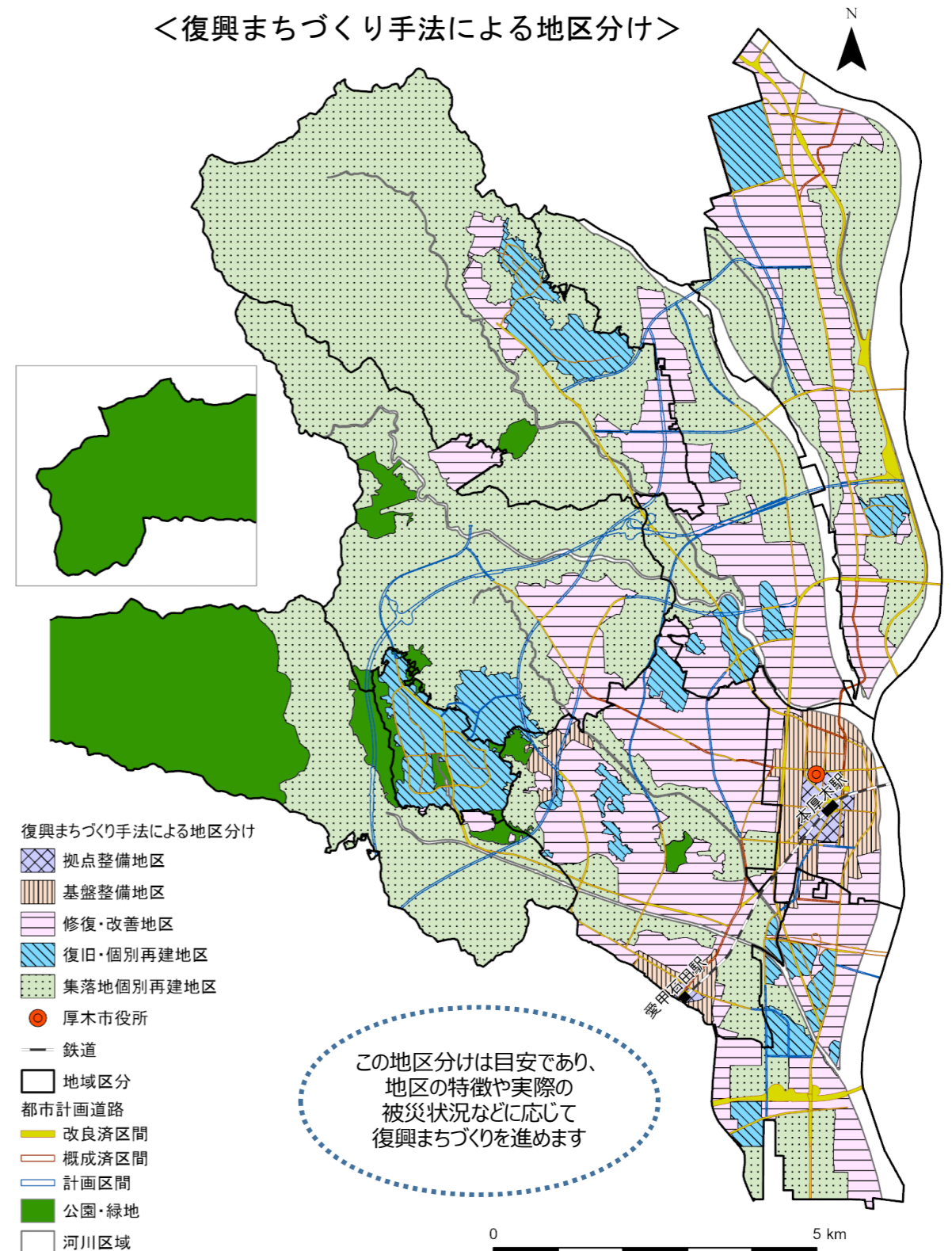
■復興まちづくり手法の設定

土地利用や基盤整備の状況に応じた5つの復興まちづくり手法を設定しました。災害により大きな被害を受けた場合には、この手法に基づき復旧・復興を推進します。

土地利用及び基盤整備状況		復興まちづくりの手法	
市街化区域	都市機能誘導区域(※) (駅周辺)	ア 拠点整備地区	駅前広場や都市計画道路等の整備を含めた一体的な市街地整備による復興を検討します。
	都市機能誘導区域等	イ 基盤整備地区	より安全性・利便性の高いまちづくりを目指し、土地区画整理事業等の面的な市街地整備手法による復興を検討します。
	基盤整備が整っているが、一部で都市計画道路等の整備予定の土地がある	ウ 修復・改善地区	既存の道路等の都市基盤をいかした市街地の修復・改善による復興を検討します。
	基盤整備が完了している	エ 復旧・個別再建地区	都市基盤の復旧を進めつつ、地区計画等を導入し、まちづくりのルールの下で個別再建を図ります。
市街化調整区域		オ 集落地個別再建地区	都市基盤の復旧を進めつつ、被災施設の移転も含め、復旧の方針を検討します。



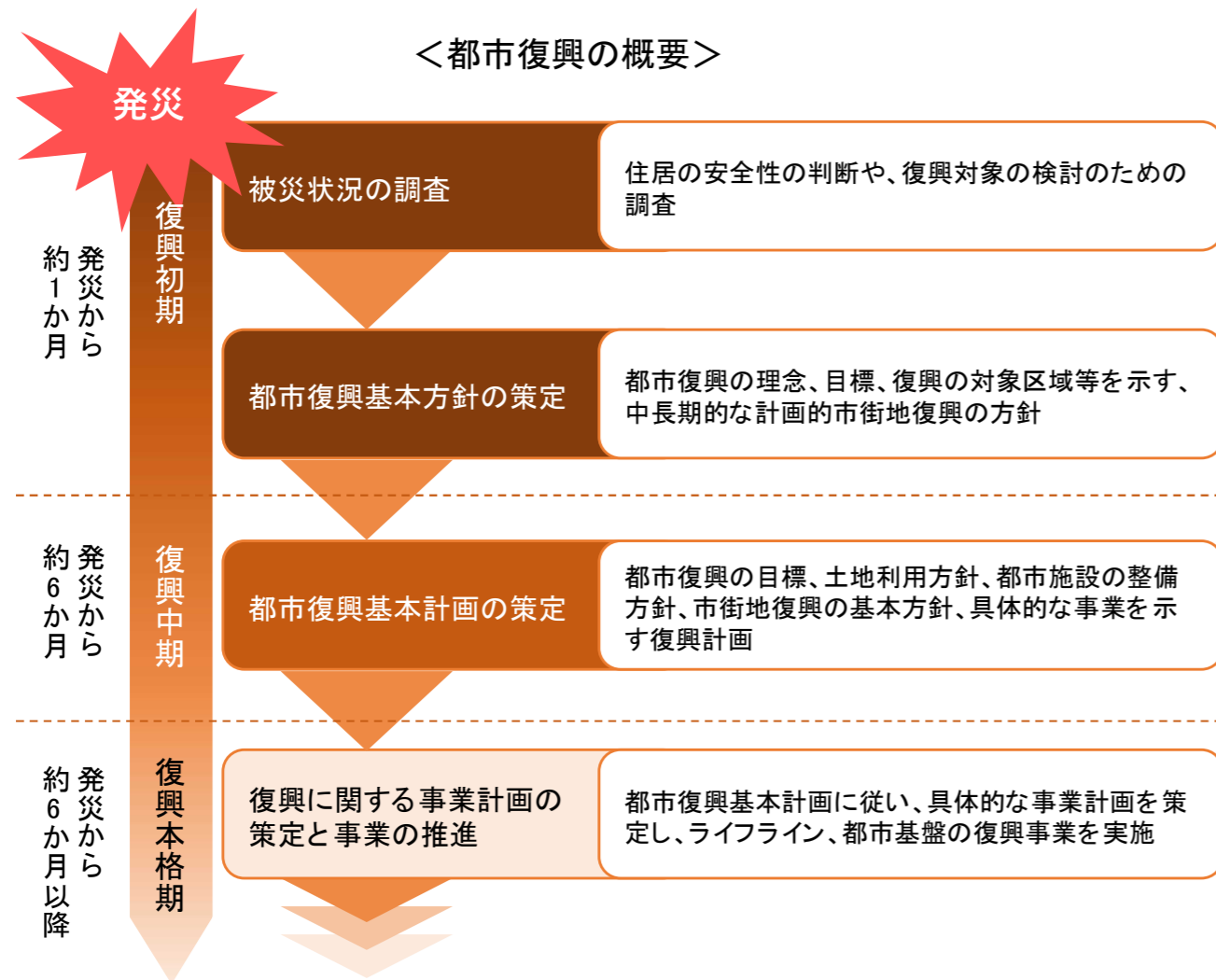
<復興まちづくり手法による地区分け>



※都市機能誘導区域とは、「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」で定める、「医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し、各種サービスの効率的な提供を図る区域」のことです。厚木市では、本厚木駅周辺及び愛甲石田駅周辺に設定しています。

(2) 都市復興の計画策定に向けたプロセスの整理

- 都市復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被害状況、従前の基盤施設の整備状況、市民の意向等を基に迅速な復旧を目指し、かつ、災害に強いまちづくりといった中・長期的な復興の方針を示す「都市復興基本方針」を検討します。
- さらに、「都市復興基本計画」により、地区ごとの復興の目標、計画、事業等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。
- 特に、市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧でなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。



(3) 早期の復旧・復興のための体制の構築

■復興まちづくりの体制の整理

- 速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（災害復興本部等）を庁内に設置します。
- 当該本部内における復興計画の策定を進める担当部等において、復興計画作成方針の検討、復興検討に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部等間の調整等を行います。

■復興まちづくりに関する人材の育成・確保

- 大規模な災害が発生した場合において、早期の復旧活動やスムーズな復興まちづくりを進めることができる職員の育成や人材の確保に取り組みます。

■基礎データの充実・更新・保管

- 住民基本台帳や道路、下水道等の施設台帳等の基礎データの整備状況を確認し、不足している場合は追加又は充実を図ります。
- 大規模災害時に庁舎等が被災した場合にも、復興まちづくりの検討・分析を早期に開始できるよう、事前に基礎データのデジタル化を進めます。



■地籍調査の実施による地籍簿・地籍図の整備

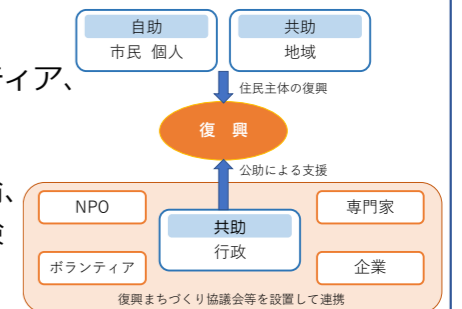
- 平時から市街地及び土砂災害特別警戒区域や液状化の危険性が高い地区などにおいて地籍調査を実施することにより、土地の境界の位置や面積を明確にするなど、早期の復興に向けた体制を整えます。



(4) 市民との協働による復興

■市民との協働による将来の都市像の検討

- 自助・共助に基づく市民主体の復興を、NPO、ボランティア、専門家、企業などと連携して支援します。
- 市民・事業者・行政が協働で復興を進める上で様々な議論、調整を行う場として、復興まちづくり協議会等の設置を検討します。



■復興訓練の実施

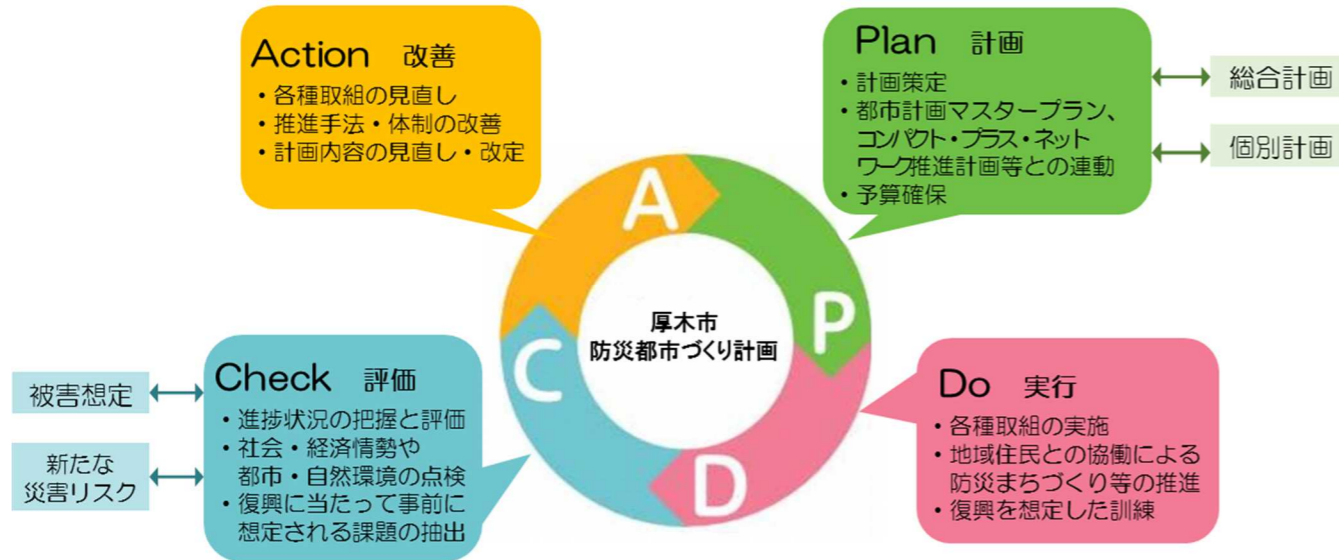
- 市の職員がスムーズに復興まちづくりを進められるよう、復興まちづくりへの理解と知識を得るための復興訓練を実施します。
- 平時から市民に被災想定や復興まちづくりへの理解を深めてもらい、地域における復興まちづくりの方針を市と市民で検討する「復興まちづくり訓練」を実施します。
- 市民・事業者・行政が被害想定を直感的に理解し共有するため、デジタル技術を活用した災害リスクの可視化を進めます。



7 計画の運用（進行管理）（計画書案p147～150）

・PDCAサイクルの活用による計画の進行管理を行います。また、評価検証に当たっては、市民実感性による評価に加え、本計画の5つの基本方針（P3参照）ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定し、計画の推進を図ります。

■PDCAサイクルのイメージ



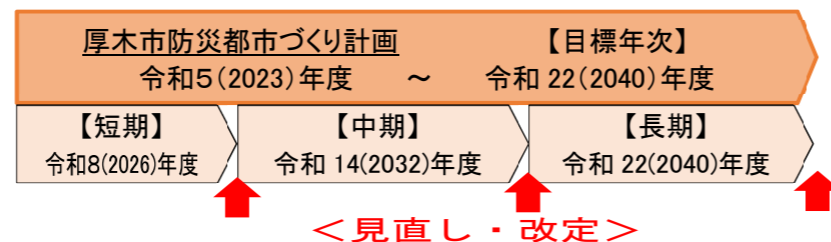
■市民実感性

・「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」の「基本方針4 まちなか・住まいの安全性を向上する」に位置付ける成果指標を、短期・中期・長期の目標とします。

指標名	現状値 令和3(2021)年度	目標値			定義
		短期 令和8年(2026)年度	中期 令和14(2032)年度	長期 令和22(2040)年度	
① 急傾斜地の崩壊防止、浸水被害防止など、災害に備えたハード整備が進んでいると思う市民の割合	40.3%	45.0%	49.0%	54.0%	市民アンケート結果
② 災害時の情報伝達手段や防災訓練の実施など、災害対応力強化の取組が進んでいると思う市民の割合	44.4%	60.0%	70.0%	83.0%	
③ 自主防災隊の育成、避難所の機能強化など、地域防災力向上の取組が進んでいると思う市民の割合	34.3%	50.0%	62.0%	79.0%	

■計画の見直し

・「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」の見直し・改定に合わせ、短期・中期・長期の間隔で評価検証を実施するとともに、想定する災害や被害想定などの変更により本計画に影響が出る場合には、必要な見直し又は改定を実施することで、効果的な取組の推進を図ります。



■重要業績評価指標（KPI）

<現状値：令和3(2021)年度 目標値：令和8(2026)年度>
(※)を除く

重要業績評価指標は短期的な目標とし、目標とする年度が到来した時は、新たに指標を設定します。

基本方針1 防災機能を向上させる都市づくり

指標名	現状値	目標値
洪水浸水想定区域内に立地する避難場所等の浸水対策取組件数	0/45 施設	45/45 施設
市民一人当たりの公園及び緑地面積	8.19㎡/人	9.65㎡/人

基本方針2 都市機能を維持・継続する都市づくり

指標名	現状値	目標値
洪水浸水想定区域内に立地する主要公共施設の浸水対策取組件数	0/2 施設	2/2 施設
指定避難所となる公共施設の太陽光発電設備及び蓄電池整備件数	6/42 施設	28/42 施設

基本方針3 市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

指標名	現状値	目標値
防災訓練参加人数	14,711人(※)	18,000人
住宅の耐震化率	92.7%	96.7%

(※) 令和元(2019)年度

基本方針1 災害が起きても早急に復旧・復興できる都市づくり

指標名	現状値	目標値
地籍調査の実施面積	1,152ha	1,247ha

基本方針2 市民と一丸となって早急に復興まちづくりを推進できる都市づくり

指標名	現状値	目標値
復興訓練等の実施件数	-	4件

防災・減災対策

復興事前準備